

施設基準に関するお知らせ

令和8年6月1日現在

当院は保険医療機関の指定を受けています。

【基本診療料の施設基準】

初・再診料に関する事項

- 機能強化加算（機能強化）第509号（算定開始日令和8年6月1日）
- 情報通信機器を用いた診療（情報通信）第96号（算定開始日令和5年9月1日）
- 電子的診療情報連携体制整備加算3（外医DX3）第405号（算定開始日令和8年6月1日）

入院基本料に関する事項

- 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料）10対1 1病棟50床（一般入院）第114号（算定開始日令和4年10月1日）

「3階病棟では、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」
(月平均の傾斜配置)

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ・ 朝 8時30分～夕方17時30分まで | 看護職員1人当たりの受け持ち数は 5人以内です。 |
| ・ 夕方 17時30分～深夜 0時00分まで | 看護職員1人当たりの受け持ち数は 24人以内です。 |
| ・ 深夜 0時00分～ 朝 8時30分まで | 看護職員1人当たりの受け持ち数は 24人以内です。 |

- 地域包括ケア病棟入院料1 13対1 1病棟45床（地包ケア1）第2号（算定開始日令和6年6月1日）

※看護職員配置加算・看護補助・患者ケア体制充実加算1

内訳等 地域包括ケア病棟入院料1

当該病棟区分：療養

当該病棟の看護職員配置加算

当該病棟の看護補助者配置加算

当該病棟の看護補助体制充実加算1

病棟面積のうち1床当たり7.84m²・病室部分の面積のうち1床当たり7.54m²・病室に隣接する廊下幅2.75mとなっております。

「4階病棟では、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」
(月平均の傾斜配置)

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ・ 朝 8時30分～夕方17時30分まで | 看護職員1人当たりの受け持ち数は 7人以内です。 |
| ・ 夕方 17時30分～深夜 0時00分まで | 看護職員1人当たりの受け持ち数は 23人以内です。 |
| ・ 深夜 0時00分～ 朝 8時30分まで | 看護職員1人当たりの受け持ち数は 23人以内です。 |

入院基本料等加算に関する事項

- 診療録管理体制加算1（診療録1）第5号（算定開始日令和6年6月1日）
- 医師事務作業補助体制加算1 20対1（事補1）第47号（算定開始日令和4年4月1日）
- 急性期看護補助体制加算 25対1 看護補助者5割以上（急性看護）第86号（算定開始日令和6年6月1日）
※看護補助体制充実加算1
- 療養環境加算（療）第90号（算定開始日令和元年5月1日）
- 重症者等療養環境特別加算（重）第43号（算定開始日平成28年7月1日）

1. 3階病棟の50床に対して3床（301号室1床、320号室2床）は、重症者等療養環境特別加算を算定しております。（別に個室料金は頂いておりません）

2. 3階病棟50床、4階病棟の45床に対して33床は、特別の療養環境（個室料金）を頂いております。（※詳しくは3階・4階ナースステーション前にて金額等ご確認ください。）

- 医療安全対策加算2（医療安全）第56号：医療安全対策地域連携加算2（算定開始日平成30年4月1日）
- データ提出加算1（データ提）第42号：（医療法上の許可病床数が200床未満）データ提出加算2（算定開始日平成30年4月1日）
- せん妄ハイリスク患者ケア加算（せん妄ケア）第33号（算定開始日令和2年7月1日）
- 救急医療管理加算（救急医療）第19号（算定開始日令和2年4月1日）
- 電子的診療情報連携体制整備加算1（入医DX1）第16号（算定開始日令和8年6月1日）

- 身体的拘束最小化推進体制加算（拘束小）第15号（算定開始日令和8年6月1日）
- 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準（入減免）第127号（算定開始日令和8年6月1日）

入院食事療養に関する事項

- 入院時食事療養（Ⅰ）入院時生活療養（Ⅰ）（食）第255号（算定開始日平成3年10月1日）
 1. 当院の食事の提供は、管理栄養士によって管理された食事を適時、（夕食については午後6時以降）適温で提供させていただきます。

【特掲診療料の施設基準】

- 別添1の「第14の2」の1の（3）に規定する在宅療養支援病院3（支援病3）第4号（算定開始日令和4年10月1日）
在宅で療養する患者様を対象に緊急時の連絡体制及び24時間訪問看護事業所との連携で対応する体制を確保しております。
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料（在医総管）第275号（算定開始日平成22年6月1日）
- 在宅がん医療総合診療料（在総）第297号（算定開始日平成22年6月1日）
- 検体検査管理加算（Ⅱ）（検Ⅱ）第57号（算定開始日平成24年8月1日）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（脳Ⅰ）第72号（算定開始日平成28年7月1日）
専用施設面積 314.99m²・初期加算届出あり
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（運Ⅰ）第16号（算定開始日平成28年7月1日）
専用施設面積 314.99m²・初期加算届出あり
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）（呼Ⅱ）第19号（算定開始日平成28年7月1日）
専用施設面積 314.99m²・初期加算届出あり
- 小児運動器疾患指導管理料（小運指管）第34号（算定開始日令和3年4月1日）
- 集団コミュニケーション療法料（集コ）第19号（算定開始日平成21年6月1日）
- 麻酔管理料（Ⅰ）（麻管Ⅰ）第73号（算定開始日令和2年6月1日）
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（ペ）第70号（算定開始日平成25年5月1日）
- ヘッドアップティルト試験（ヘッド）第19号（算定開始日平成26年2月1日）
- ニコチン依存症管理料（ニコ）第242号（算定開始日平成29年7月1日）
- CT撮影及びMRI撮影（C・M）第286号（算定開始日平成30年10月1日）
撮影に使用する機器・16列以上64列未満のマルチスライスCT
- 薬剤管理指導料（薬）第154号（算定開始日平成29年4月1日）
- 椎間板酵素注入療法（椎酵素）第14号（算定開始日令和2年10月1日）
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術（脊刺）第22号（算定開始日令和元年8月1日）
- がん治療連携指導料（がん指）第586号（算定開始日令和2年2月1日）
- 外来化学療法加算1（外化1）第36号（算定開始日令和2年4月1日）
- 糖尿病透析予防指導管理料（糖防管）第34号（算定開始日令和3年4月1日）
- 看護職員処遇改善評価料37（看処遇37）第5号（算定開始日令和6年4月1日）
- 人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）（人関支）第1号（算定開始日令和6年6月1日）
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5（外在ベ注）第704号（算定開始日令和8年6月1日）
- 入院ベースアップ評価料75（入ベ75）第6号（算定開始日令和8年6月1日）
- 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）（持血測1）第24号（算定開始日令和7年8月1日）
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算（在持充）第305号（算定開始日令和8年6月1日）
- 脛骨遠位骨切り術（脛骨遠）第1号（算定開始日令和8年6月1日）
- 人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）（人膝支）第2号（算定開始日令和8年6月1日）
- 入退院支援加算1（入退支）第184号（算定開始日令和8年6月1日）

上記事項において、四国厚生支局長へ届出し受理されております。

居宅療養管理指導に関する事項（詳しくは、受付横に掲示しております）（算定開始日平成12年4月1日）

当院は、愛媛県知事指定の指定居宅療養管理指導事業者です。居宅療養管理指導とは、介護保険で要支援・要介護と認定された在宅で療養されている患者様を対象に医師が往診や訪問診療を通じて、患者様の心身の状況や生活環境を把握したうえで、医学的観点から「居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供・介護方法についての指導、助言・ご本人やご家族に対する療養に必要な事項の指導、助言」を行うものです。

< 料金について >

居宅療養管理指導は介護保険の居宅サービスの1つです。

- ① 利用料の額は厚生大臣が定める額です。
- ② 指定居宅療養管理指導に要した交通費については、片道5キロメートル未満無料、片道5キロメートルを超えるごとに100円頂きます。尚、交通費に関しては管理者が認めた場合は、免除致します。